○経済産業省告示第四号

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、国際石油開発帝石株式会社が承継した帝国石油株式会社の実施した新関原―四号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十七日

経済産業大臣　海江田万里

北緯三十七度二十四分四十四・一二七秒、東経百三十八度四十六分五・九二八秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円、北緯三十七度二十四分二十七・〇三四秒、東経百三十八度四十六分五・四八四秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円の外縁を包絡する直線及びそれらの円の弧でかこまれた区域の直下の深度（南長岡ＭＨＦ―一号井の坑口を基準）四千十九・四メートルから四千三百七十・六メートルまでの間に存するガス層に属するもの

○国土交通省告示第四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

善兵衛山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県呉市川尻町甲三三三八番地地内三等三角点向山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六七度三七分二二秒　一九一八・五二四メートルの地点　一号

標柱一号から八一度二〇分四九秒　二六・八七七メートルの地点　二号

標柱二号から一一四度二七分二四秒　七九・一〇三メートルの地点　三号

標柱三号から一九七度〇三分五九秒　五〇・〇八六メートルの地点　四号

標柱四号から二三六度三八分三八秒　二九・七九六メートルの地点　五号

標柱五号から二八五度一八分四八秒　六四・九一三メートルの地点　六号

標柱六号から三三八度四四分五六秒　四三・五四二メートルの地点　七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大津恵二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市川北町字重行一三五一番地地内四等三角点大津恵を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と八号を結んだ線から標柱九号と十号を結んだ線までの区域の河川の中心線から左右岸十五メートルまでの土地の区域

基準点から三〇二度四三分二九秒　九七〇・二五五メートルの地点　一号

標柱一号から一一五度五八分五六秒　七二・五八八メートルの地点　二号

標柱二号から一七八度五四分一〇秒　九六・五二一メートルの地点　三号

標柱三号から一二八度四七分二八秒　三四・二八三メートルの地点　四号

標柱四号から二〇九度二六分四五秒　二三・二〇〇メートルの地点　五号

標柱五号から二九六度二三分一四秒　三八・七五五メートルの地点　六号

標柱六号から三二二度〇四分一五秒　一一一・五九八メートルの地点　七号

標柱七号から二度三五分二六秒　四一・五七四メートルの地点　八号

標柱八号から三一二度一六分四三秒　一八三・二二四メートルの地点　九号

標柱九号から二四一度二〇分五三秒　三一・七六四メートルの地点　十号

○国土交通省告示第四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大薄川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路の内その接している区間の水路敷及び道路敷

鹿児島県薩摩郡さつま町平川字上岩元

六三〇一番一

六三〇二番一から六三〇二番三まで

六三〇二番イ

六三〇三番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号を順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県薩摩郡さつま町平川字上岩元

六三〇八番地先道路敷　一号

六三〇八番　二号及び三号

六三〇六番二　四号

六三〇〇番　五号

六二九九番　六号

六三〇一番一　七号から九号まで

六三四五番地先水路敷　十号

六三三〇番乙地先道路敷　十一号

六三二〇番乙　十二号及び十三号

六三二〇番地先道路敷　十四号

○国土交通省告示第四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小竹沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第四号で指定した土地の区域を除く。）

群馬県安中市松井田町五料

字中松原　三八九五番一　一号

三九〇二番乙　二号及び三号

三九〇二番甲　四号及び五号

字乙小竹　三五六八番一　六号

三五六九番　七号

三五六四番　八号

三五七四番　九号

三五七六番一　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県渋川市小野子

字柿平　八〇九番　一号及び二号

八〇七番一　三号から六号まで

八〇六番一　七号

八〇六番二　八号及び九号

字井戸上　七二一番一　十号

七二〇番　十一号及び十二号

七一八番一　十三号

七一四番一　十四号から十六号まで

七一一番三　十七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弁天沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十四年国土交通省告示第七十四号及び平成十五年国土交通省告示第千四百四十七号で指定した土地の区域を除く。）

群馬県甘楽郡南牧村大字小沢

字日影小沢　一三〇八番一　一号

一三一二番一　二号

一三二〇番地先　三号

乙一三四七番　四号

甲一三四七番地先　五号

一三五七番　六号

一三七一番一　七号

一四〇〇番一　八号

一四八二番七　九号

一四八二番五　十号

一四七八番一　十一号

二二三二番一　十二号

一七三六番三地先　十三号

二二四〇番　十九号

二二三五番五　二十号

二二三一番　二十一号

二二二八番一　二十二号及び二十三号

乙一七三三番　二十四号

二二二六番　二十五号

二四二四番一　十四号

二四二三番一　十五号

二四二二番　十六号及び十七号